

退職金専用定期預金「114ワンダフルライフ」

項目	内容			
1.商品名	・退職金専用定期預金「114ワンダフルライフ」			
2.販売対象	・官公庁や企業から退職金受取後12か月以内の個人のお客さま			
3.対象預金	・スーパー定期、スーパー定期300、大口定期			
4.預入期間 (自動継続型のみ)	・3か月			
5.預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 定期預金コース：100万円以上かつ退職金お受取額内 資産運用コース：100万円以上かつ退職金お受取額と運用性商品購入額のいずれか低い方 ・1円単位			
6.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します			
7.利息 (1)適用金利 (年利率)	定期預金コース		資産運用コース	
	ブロンズプラン	シルバープラン	ゴールドプラン	プラチナプラン
	店頭表示利率 +0.4%	店頭表示利率 +0.5%	店頭表示利率 +5.0%	店頭表示利率 +5.5%
(2)利払頻度 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します 金利情勢の変化によっては、予告なく商品内容・条件等を変更させていただくことがあります 金利は税引前であり、利息には20.315%の税金がかかります インターネットでの定期預金お預入れは、上乘せ金利対象外となります 定期預金の特別金利は、初回満期日の適用となります 満期日以後に定期預金を継続された場合は、継続日当日の店頭表示金利が適用されます 満期日以後一括して支払います 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算 			
8.優遇条件	<ul style="list-style-type: none"> 資産運用コースは、運用性商品（投資信託(※)、ファンドラップ）購入後30日以内の方が対象となります ※営業店窓口およびインターネットでのご購入が対象、申込手数料0円の投資信託は対象外 シルバープラン、プラチナプランは、お預入れ時点で当行住宅ローン（住宅金融支援機構等の当行住宅ローン以外の住宅資金のお借入は除く）の残高がある方が対象となります 			
9.手数料	—			
10.付加できる特約事項	—			

11.中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、解約日における普通預金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します（特別金利は適用されません）
12.対象となる退職金	<ul style="list-style-type: none"> ・一時金でお受取りされ、退職所得に該当するもの（他金融機関にてお受取りされた場合も対象）
13.その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本商品は預金保険の対象です ・預金者1人あたり「他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息」が保護されます（全額保護の対象ではありません）
14.ご注意ください くポイント	<p>《投資信託について》</p> <p>投資信託のお申込みに際しては、所定のお申込手数料がかかります。これに加えて、監査費用や目論見書印刷費用など信託事務の諸費用が別途純資産総額に対して差し引かれるほか、各組入れ有価証券において、有価証券売買手数料、有価証券の管理費用等が別途純資産総額より差し引かれます。なお、これらの商品にかかる費用の合計額は、お申込手数料、信託報酬、監査費用等の合計額になりますが、事前に計算できない費用もあるため、その総額や計算方法を記載しておりません。詳しくは、各投資信託の投資信託説明書（交付目論見書）の「費用・税金」をご覧ください。投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境により変動します。したがって、元本が保証されている商品ではありません。</p> <p>投資信託は預金ではありません。</p> <p>投資信託は預金保険の対象ではありません。また、当行で取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。</p> <p>投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客さまに帰属します。</p> <p>投資信託は銀行の設定した商品ではありません。</p> <p>当資料は情報の提供を目的として当行が作成したものであり、当資料による何らかの行動を勧誘するものではありません。</p> <p>お申込みに際しましては当行窓口にて、投資信託説明書（交付目論見書）をお渡ししますので、必ず内容を十分にお読みいただき、お客さま自身の判断をお願いいたします。</p> <p>投資信託のご契約の有無がお客さまへのご融資その他の取引に影響を及ぼすものではありません。</p> <p>《ファンドラップについて》</p> <p>ファンドラップ（以下、「当サービス」といいます）は、株式会社ウエルス・スクエアが提供する投資一任運用サービスです。当サービスをご利用いただくにあたっては、お客さまと株式会社ウエルス・スクエアの間で投資一任契約を締結していただきます。</p> <p>当サービスにおいて、野村證券株式会社は株式会社ウエルス・スクエアとの契約に基づき、投資一任契約の締結の代理をいたします。また、当行は株式会社ウエルス・スクエアとの契約に基づき、投資一任契約の媒介をいたします。なお、当行、野村證券株式会社のいずれも、投資一任運用を行いません。ファンドラップの費用には、お客さまに直接ご負担いただく費用（投資顧問報酬）と</p>

	<p>間接的にご負担いただく費用（投資対象となる投資信託に係る費用）とがあります。費用等の合計はこれらを足し合わせた金額となります。投資顧問報酬は固定報酬であり、お客さまの運用資産の時価評価額に対して、最大で年 1.32%（税込み、消費税等抜き：1.20%）となります。投資対象となる投資信託については運用管理費用（信託報酬）（信託財産に対し最大で年 1.35%（消費税等込み）、信託財産留保額（最大で信託財産の 0.30%）のほか、売買等の取引費用や監査費用等のその他の費用が信託財産から差し引かれます。また投資信託が投資する投資信託証券には運用実績に応じて成功報酬がかかるものがあります。なお、これらの費用の合計額および上限額については、資産配分、運用状況、運用実績等に応じて異なるため、具体的な金額・計算方法を示すことができません。ファンドラップは投資信託を主な投資対象として運用を行いますので、投資信託の基準価額等の変動により損失が生じるおそれがあります。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）およびお客さま向け資料でご確認ください。</p> <p>《ご契約の締結の媒介》 商号：株式会社百十四銀行/登録金融機関 四国財務局長（登金）第 5 号 加入協会：日本証券業協会・（一社）金融先物取引業協会</p> <p>《ご契約の締結の代理》 商号：野村證券株式会社/金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号 加入協会：日本証券業協会・（一社）日本投資顧問業協会・（一社）金融先物取引業協会・（一社）第二種金融商品取引業協会</p> <p>《ご契約・運用》 商号：株式会社ウエルス・スクエア/金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2914 号 加入協会：（一社）日本投資顧問業協会</p> <p>《定期預金について》 当行で既にお預入れいただいている定期預金からのお預け替えは対象外とさせていただきます。（取扱期間中に満期日が到来する自動継続扱いの定期預金も対象外となります。）</p>
15. 当行が契約している指定紛争解決機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 TEL：0570-017109または03-5252-3772